

仕 様 書

- 1 本仕様書は、湯来町日浦事業区分収林境界点座標化測量その他業務（８－１）に適用する。
- 2 本業務における測量の基準は、広島市公共測量作業規定（平成２０年国国地発第２６０号）によるほかはセンター調査職員の指示によるものとする。
- 3 業務の目的について
分収林契約を行っている施業地を適切に管理するため、境界測量を行い境界点の座標化及び広島市平面図への重ね図を作成する。
- 4 貸与品等について
 - (1) 本業務において、次の資料を貸与する。
分収林契約図面
分収林対象地番の地籍調査資料
広島市平面図（DMデータ）
 - (2) 本業務において貸与する資料については、守秘義務を求めるものとし、複写してはならない。
- 5 業務内容について
 - (1) 境界杭確認
分収林の境界を踏査し、地籍調査で設置された杭と分収林の境界杭の位置に相違がないか確認を行うこととともに、除外地の杭の確認を行うこと。
 - (2) 境界測量
分収林区域内の除外地（１０４０９番の一部）及び、分収林契約地（１０４１８番の一部）について、境界測量を行うこと。
 - (3) 境界点座標のポリゴン化
分収林対象地番の座標データを結線し、ポリゴンデータを作成すること
 - (4) 位置図作成
地形図縮尺 1/25,000（国土地理院）上に、3で作成したポリゴンデータ及び（2）で作成した分収林除外地又は、分収林契約地のデータを重ねて位置図を作成すること。
 - (5) 境界点基本図作成
（3）で作成したポリゴンデータ及び2で作成した分収林除外地又は、分収林契約地のデータを重ねて、縮尺 1/5,000 で図化し、白図（背景図なし）を作成すること。なお、図面には、地番を明示すること。
 - (6) 境界点平面図作成
分収林境界座標データを広島市平面図と重ね合わせ、縮尺 1/2,500 で重ね図を作成すること。なお、図面には、境界点及び境界点番号を明示すること。
 - (7) ファイル変換出力
作成した境界座標について、S I M A形式、S H P形式、G P S機器で認識可能な形式のファイル（G P X・KML）に変換出力を行うこと。

6 照査技術者の配置について

本業務においては、照査技術者を定めるものとする。

資格要件：本業務における管理技術者と同等の能力を有する技術者

7 電子納品について

- (1) 本業務は、電子納品対象業務である。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
- (3) 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）2部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。
- (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

8 打合せ協議について

本業務における打合せ回数は、着手時、中間時（1回）、成果物提出時の計3回を予定している。

なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。

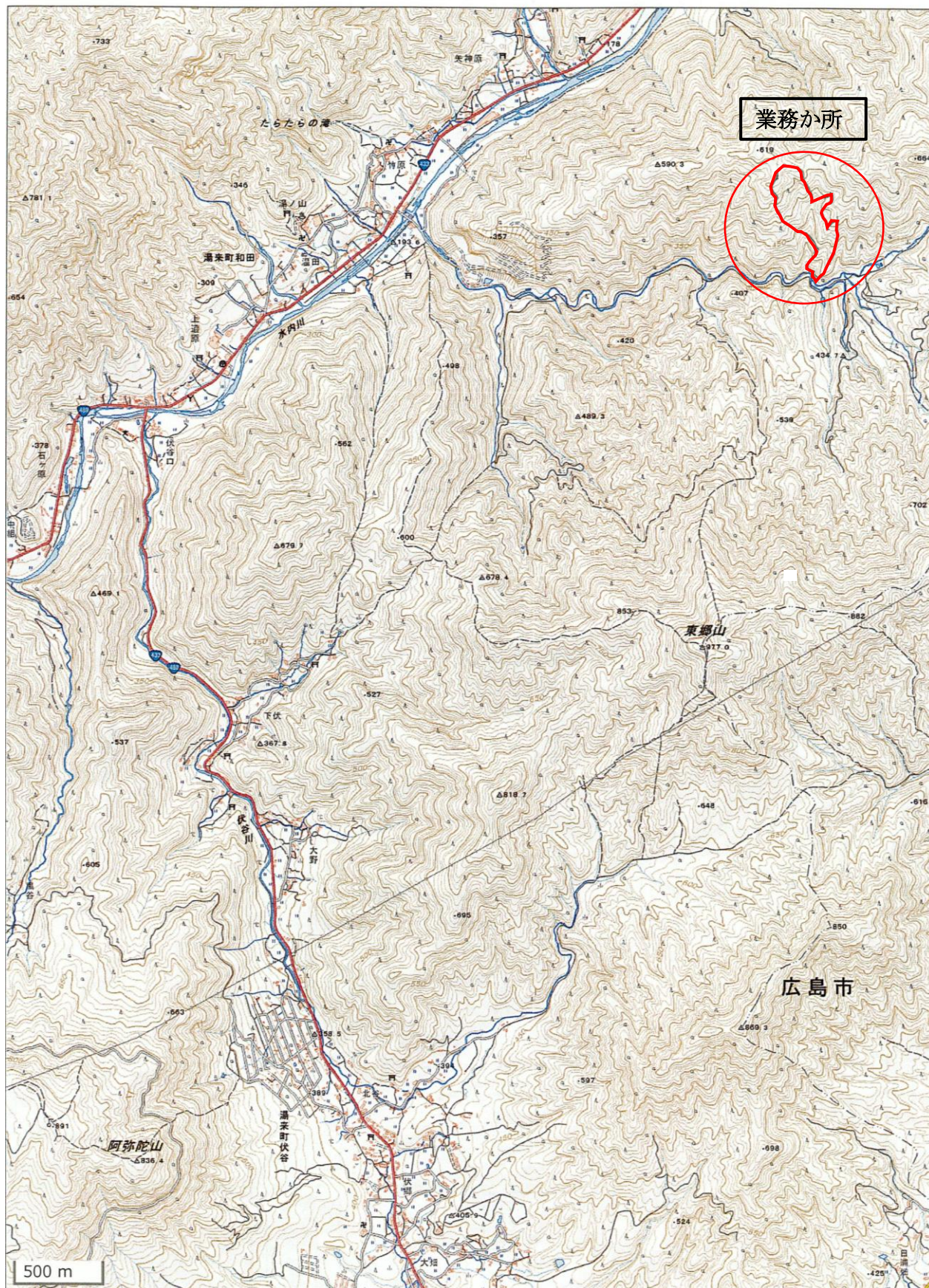
9 成果物について

提出する成果物は以下のとおりとする。

なお、センター調査職員との協議により内容の変更や提出の省略をすることもできる。

- (1) 位置図 縮尺 1/25,000 A3版
- (2) 境界点基本図 縮尺 1/ 5,000 A1版
- (3) 境界点平面図 縮尺 1/ 2,500 A1版
- (4) 丈量図 縮尺 1/ 2,500 A1版
- (5) 座標一覧表
- (6) 打合せ記録簿
- (7) その他調査職員が指示するもの

位置図



平面图

